

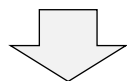
地域福祉をめぐる近年の動向 — 社会福祉法改正の概要について

～「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備～

※地域共生社会：子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

■ 平成30年4月施行

<p>「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定</p> <p>地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。</p>	
<p>理念実現のため、市町村は以下の包括的な支援体制づくりに努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 ○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制 ○生活困窮者自立支援相談機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制 	
<p>地域福祉計画の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。 	



■ 令和3年4月施行

<p>地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援</p> <p>○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。</p>

資料：厚生労働省資料より作成